令和７年８月２７日

宮部　龍彦　様

（審査庁）

下妻市長　　菊　池　　博

裁決書謄本の送付及び証拠書類等の返還について

標記の件について、別添のとおり裁決書の謄本を送付するとともに、以下の証拠書類等を返還します。

１　（イ）部落解放愛する会茨城県連合会書記長金子利夫氏の発言に係る反訳及びＣＤ－Ｒ

２　（ウ）部落解放愛する会茨城県連合会本部の様子

３　（エ）下妻市立図書館担当者との通話（令和６年１２月１４日）に係る反訳及びＣＤ－Ｒ

４　反論書とともに改めて提出された（イ）に係る反訳

５　写真１枚（意見書に添付されたもの）

問合せ先
下妻市役所総務部総務課
文書法制係（内線 3221）
電話０２９６－４３－２１１１

総指令第２号

裁決書

審査請求人　　宮　部　　龍　彦　様

処分庁　下妻市長　　菊　池　　博

審査請求人が令和６年１２月１３日付けで提起した令和６年１２月５日付け福指令第５号の公文書非公開決定処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

第１　主文

本件審査請求を棄却する。

第２　事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が下妻市情報公開条例（平成１３年下妻市条例第５号。以下「条例」という。）に基づき、部落解放愛する会茨城県連合会（以下「愛する会」という。）発行の『荊棘』（以下「本件対象文書」という。）について公開請求を行ったところ、処分庁が条例第２条第２項第１号の規定に基づき、本件対象文書は「新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」であり、同項で定める公文書に該当しないとして非公開の決定をしたため、この非公開決定（以下「本件処分」という。）に対してなされたものである。

審査請求人は、本件処分が違法又は不当であるとしてその取消し及び本件対象文書の公開を求めている。

第３　審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分が違法又は不当であると判断した理由として、本件対象文書は「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」には該当せず、条例第２条第２項に規定する公文書に該当することを挙げ、その根拠として以下の点を主張している。

(1)　本件対象文書は、国立国会図書館への納本がされておらず、下妻市立図書館等茨城県下の公立図書館でも所蔵が確認されていない。

(2)　本件対象文書を入手するには愛する会の事務所を直接訪れる必要があり、その事務所の外見も一般の書店のように認識しづらい状況である。また、最新号以外のものは入手できないなど、現実の流通状況は極めて限定的であり、不特定多数の者が購入できるとは言い難い。

(3)　本件対象文書の内容は、実施機関に対する要望書又は申入書の類であり、不特定多数の者に販売することを目的とした文書には該当しない。

2　処分庁の主張

処分庁は、本件対象文書を非公開とした理由について以下の点を主張している。

(1)　条例第２条第２項で公文書の定義が定められているが、同項第１号に規定する「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」については、同項の公文書から除くとされている。

(2)　本件対象文書は、愛する会が発行する「新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当すると認められることから、条例第２条第２項に規定する公文書には該当しない。

(3)　本件対象文書は、愛する会の事務所で入手することは可能である。その他審査請求人が主張する最新号以外のものの販売を行っていない事実や国立国会図書館等への納入の有無等については、公文書の公開請求とは別の事項であり、処分庁の判断に影響しない。

第４　裁決の理由

1　審査会の判断

令和７年４月２８日付けで、審査庁は条例第２０条の規定により、本件審査請求について下妻市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

令和７年８月４日、審査会は令和７年度答申第１号（以下「審査会答申」という。）をもって審査庁に答申した。

審査会答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1)　国立国会図書館への納入及び市立図書館等における所蔵又は提供について

審査請求人は、本件対象文書が国立国会図書館に納入されていないこと及び市立図書館をはじめとした茨城県内の公立図書館で所蔵され、又は利用に供されていないことを、条例第２条第２項第１号の規定に該当しない理由の一つとして主張する。

これに対し、審査会は、国立国会図書館への納入については判断する立場にないため判断しないとし、市立図書館等における所蔵又は提供については各図書館の自律性を尊重すべきであり、これらの図書館が本件対象文書を所蔵していないことと条例第２条第２項第１号の規定に該当するか否かの判断とは別の事柄であるとした。

(2)　最新号以外のものは入手できないことについて

審査請求人は、本件対象文書のうち最新号以外のものは入手できないため、条例第２条第２項第１号の規定に該当しないと主張する。

これに対し、審査会は、過去の号を販売するか又は再発刊するか否かは販売元の判断によるものであり、そのことと不特定多数の者への販売を目的とした文書か否かという問題とは別の事柄であるとした。

(3)　愛する会の事務所が本件対象文書を販売しているとは認識しづらい外見であるとの審査請求人の主張について

審査請求人は、愛する会の事務所が本件対象文書を販売しているとは認識しづらい外見であるため、条例第２条第２項第１号の規定に該当しないと主張する。

これに対し、審査会は、本件対象文書の入手を希望する者はその目的をもって事務所を訪れるものであるから、事務所の外見が大きな障害になるとはいえないとした。

(4)　要望書又は申入書の類に該当するか否かについて

審査請求人は、本件対象文書の内容が要望書又は申入書の類であるため、条例第２条第２項第１号の規定に該当しないと主張する。

これに対し、審査会は、その内容を確認した結果、本件対象文書は人権問題に関する事実や意見等が書かれたものであり、要望書又は申入書の類ではないとした。

(5)　愛する会の事務所を直接訪れる必要があることについて

審査請求人は、本件対象文書を入手するには愛する会の事務所を直接訪れる必要があるため、条例第２条第２項第１号の規定に該当しないと主張する。

これに対し、審査会は、当該事実が同号に該当するか否かを判断するに当たっては、当該規定の趣旨を十分に考慮する必要があるとした。

(6)　条例第２条第２項第１号の趣旨及び本件対象文書の公文書該当性について

審査会は、条例第２条第２項第１号の趣旨は一般に容易に入手又は利用が可能なものについては情報公開制度の対象とする必要がない点にあるが、その区別や線引きは困難であることから、類型的に「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」という基準によって区分し、当該基準に該当するものについては、一律に情報公開制度の対象から除くこととしたものと解されるとした。このことを踏まえた上で審査会は、本件対象文書の入手方法等について一定の制約があることは否定できないが、そのことは条例第２条第２項第１号の規定との適合性を判断する際の決定的な要素とはならず、愛する会が特定の人物に限定して販売するなどの制限を設けていない以上、本件対象文書は、関心がある者であれば誰でも入手可能なものであるとした。

したがって、本件対象文書は、同号に規定する「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当し、同項に規定する公文書には該当しないとした。

(7)　審査会の結論

以上により、処分庁が、本件対象文書について条例第２条第２項に規定する公文書に該当しないとして非公開と決定したことは妥当である。

２　審査庁の判断

審査庁は、審査会答申において示された審査会の判断を妥当と判断する。

よって、主文のとおり裁決する。

令和７年８月２６日

審査庁　下妻市長　　菊　池　　博

（教示）

１　この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、下妻市を被告として（訴訟において下妻市を代表する者は下妻市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法で

あることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、下妻市を被告として（訴訟において下妻市を代表する者は下妻市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

２　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。